

議決第

号

職業安定委員会委員の改選支拂額改訂に関する件

職業安定法第十二條の規定による職業安定委員会委員が、その公務のため旅行する場合の旅費額は、昭和二十三年七月十日へ準急行料金については昭和二十三年七月十八日、船泊料については、昭和二十三年八月十日以後の旅行につき別表の通り改訂支拂する。此が支拂方法は内閣旅費規則及び同旅費規定期によるものとする。

別表

職業安定委員会委員旅費額

区	地	四分			宿泊料一 夜につき	食卓料
		火 炎	中 央	火 炎		
特別地区	炎 炎	炎 炎	炎 炎	炎 炎	炎 炎	炎 炎
近畿又は 会長	炎 炎	炎 炎	炎 炎	炎 炎	炎 炎	炎 炎
二等	二等	二等	二等	二等	二等	二等
三月九十九 銭	四四二十 銭	四四二十 銭	四四五十 銭	四四五十 銭	四四五十 銭	四四五十 銭
百五十七 円	百六十八 円	百六十八 円	百六十九 円	百六十九 円	百六十九 円	百六十九 円
七百八十一 円	八百四十 円	八百四十 円	八百四十四 円	八百四十四 円	八百四十四 円	八百四十四 円
六百二十七 円	六百七十二 円	六百七十二 円	六百七十二 円	六百七十二 円	六百七十二 円	六百七十二 円
百五十六 円	百五十八 円	百五十八 円	百五十九 円	百五十九 円	百五十九 円	百五十九 円

備考

(1) 寄宿料の甲地方は、勤務地手当の地区区分による特別地域とし、乙地方はその他の地区とすること。

(2) 鉄道旅行中寄宿する場合における宿泊料は乙地方の定額によること。

理由

職業安定委員会委員の旅費支給額は最近の経済事情の影響により甚だしく低額に失するに至つたので改訂する必要がある。よつてこれが改訂は職業安定法第十二条の規定に基いて國会の議決を要するからである。

職業安定委員会委員の旅費支給額改訂案

提出実理由説明

職業安定委員会委員の旅費支給額改訂案を審議せらるるにあたり本案の提案理由を御説明申し上げます。

第二回國会に提出しました職業安定委員会委員旅費支給額は本年六月三十日議決を得きして直ちにこれを実施しておりますが、最近の経済事情特に現在進行中の物価改訂等による影響によつて甚だしく低額に失するに至りましたので、これが大額の改定につきましては職業安定法第十二條の規定に基いて、これと面議院の労働委員会の合同審査会の議を経て國会の議決を得なければならぬことになりましたので、兹に提案する次第であります。

本案の目的とすることは第一は職業安定委員会の委員が審査会に出席する場合又は実情調査等公務のために本邦内と旅行する場合において、それによる鐵道費、船賃、車馬費、日当、宿泊料等の旅費を支給するのでありますて、この支給額は一應官吏の旅費額を基準として定めましたことは、第二回國会に提案致しました時に御説明申し上げた通りであります。

すなわち今回官吏の旅費支給額が暫定的な改訂が行わるましたので、職業安定委員会に付する支給額もそれに準じて改訂しようとするとものでありますて、その増加額は一率に官

吏の相当額の増加額と同等に増加した次第であります。

以上本案の趣旨及びその内容の大体について御説明申し上げたのでありますて、何卒御

資料目次

- 一、内國旅費定額等の改訂について
（昭和二十二年七月二日内閣府甲第八号通知等）
- 一、旅業安定委員会各員の旅費支給又分表へ案（旅業安定期定額比較表）
- 一、旅業安定期定額比較表
- 一、旅業安定期法抜革（法第十二條第十・十一項）

会收第一〇八五号

昭和二十三年八月二十一日

殿

労働大臣官房会計課長

内國旅費定額等の改訂について

政府旅費の旅費に關しては、諸國の情勢に鑑み、從來の旅費規則を根本的に再検討してこれが根柢法律を前に制定する必要があるのであるが、最近の經濟情勢特に現在進行中の物價改訂による影響によつて甚しく低額に失するに至つたので、右法律の成立までの暫定的措置としてこの際取り敢えず別紙により旅費等の改訂を行ふことに決定したから御了知願ひたい。追つて本件に対しでは、いすれ當省所管内國旅費規程改正の予算につき御命令願ひたい。なお本改正によつて旅費の増大を招くことは必然であるが、これがため予算の追認は國庫であるから今後旅費に對し出張を命令するに當つては、その旅費の所要額をも勘案し、予算の範囲内にかけて命令を發するよう十分留意されたい。

別紙

旅費の支拂は左によること。

(一) 一般取扱の分(基本支拂)

区	分	又正額
車馬費	一料につき	三四
日当	一日につき	一二〇四
宿泊料	一夕につき	八五〇四
甲地 方	大々々四	一マ、五マ、ハ四
乙地 方	一ニ、ハ四	一ミ、ハ、ロ、ロ四
食卓料	一度につき	一ズ、マ、ハ、ロ四
一品 料	一品木端	一九、マ、ロ、四
料以上		

備考

(一)

宿泊料の甲地方は、勤務地手当の地区区分による特別地域とし、乙地方はとの他の地域とすること。

鉄道旅行中宿泊する場合における宿泊料は乙地方の支拂によること。

特別の取扱に有る者の分

左に掲げる特別の取扱にある者の旅費支拂は(一)の基本支拂に左の下欄の割合を割増して支拂とすること。

区	分	割合
國家大臣及びその他の總理官	一〇割	
十五歳未満の昭和二十三年法律第四十一大号第十四條第一項の規定による旅費の徴をいう。以下同じ。又はこれに相当する政務にあるもの	一〇割	
十一歳未満でこの半に相当する政務にある者	一〇割	
三割	四割	八割
八歳未満でこの半に相当する者	一割	
五割	二割	
六割	一割	
七割		
八割		
九割		
十割		
十一歳未満でこの半に相当する者		
十二歳未満でこの半に相当する者		
十三歳未満でこの半に相当する者		
十四歳未満でこの半に相当する者		
十五歳未満でこの半に相当する者		
十六歳未満でこの半に相当する者		
十七歳未満でこの半に相当する者		
十八歳未満でこの半に相当する者		
十九歳未満でこの半に相当する者		
二十歳未満でこの半に相当する者		

備考

委員会取扱等の旅費支拂については追つて措置する見込であること、

二、臨時販賣には左の区分により旅費を支拂うこと。

- (一) 一般官と同様の者には一般官相当の額
- (二) 二級官と同様の者には二級官相当の額
- (三) 三級官と同様の者には三級官相当の額

三

雇員、傭人及び工員には左の区分により旅費を支拂うこと

政府取扱の新規事実地に因する法律ハ昭和二十三年法律四十六号ノ第十四條第一項の規定が適用される取扱にある者のうち

- (1) 五級販以上の方には三級官に支拂すべき額

(2) 四級販の者には勞働省令管内國旅費規程別表第一号表乙額

(3) 三級販以下の者には同別表第一号表乙額

四

急行料金につりては、急行料金又は準急行料金へ之に伴う通行税を含むことを除する限りによる旅行にして先道石料以上のものにありては、急行料金又は準急行料金を支拂すること。

五

本件は昭和二十三年七月十日（準急行料金につりては昭和二十三年七月十八日、省令

料につりては、昭和二十三年八月十日以後の旅行につき、これを適用すること。
左の、昭和二十三年七月九日以前に赴任を命ぜられた旧任地へ転じて任用された者については、任用された当時のその居住地へと移転した者が昭和二十三年七月十日以後に新任地に到着した場合の旅費料は本改正後のものによりこれと支拂うこと。

内閣令甲第八号

昭和二十三年七月二日

内閣官房長官

印

労働大臣殿

ナニに國会に提出した販業安法第十二條第十一項の規定に基き、販業安法委員会承
認議費支給額に因し議決を取れる件は國会において別紙のとおり議決して旨製議院議
長から通知があつたから命によつて通知します。

販業安法第十二條第十一項の規定に基き、販業安法委員会承認議費支給額に因し議決
を取れる件

右は國会にちりて議決した。

よつて國会議事大十五條によりこれを送付する。

昭和二十三年六月三十日

衆議院議長 松岡 駒吉
内閣總理大臣 芦田均殿

衆議院議長 大池 美七

取業安足委員会春夏旅費支給額に関する件

取業安足法第十二條の規定による取業安足委員会委員が、その公務のため旅行する場合の旅費は別表により支給し、此が支給方法は内閣旅費規則によるものとする。

別表

取業安足委員会春夏旅費額

乙 地 区	乙 分			食 事 料 及 船 賃	一 日 に つ き	日 当	宿 泊 料 一 夜 に つ き	食 卓 料
	本 長	副 長	中 史					
甲 地 方	本 長	副 長	中 史	支 持 者 又 は 特 別 地 區	一 日 八十 銭	七 十 二 四	三 百 六 十 四	七 十 二 四
	本 長	副 長	中 史		一 日 六十 銭	六 十四 四	三 百 二十 四	二 百 七 十 四
	本 長	副 長	中 史		一 日 六十 銭	五 十六 四	二 百 四十 四	大 十四 四
	本 長	副 長	中 史		一 日 四十 銭	三 百 八 十 四	二 百 四十 四	大 十四 四
	本 長	副 長	中 史		一 日 二十 銭	二 百 八 十 四	二 百 四十 四	大 十四 四
	本 長	副 長	中 史		四 十 八 四	二 百 四 十 四	二 百 四 十 四	七 十 二 四
	本 長	副 長	中 史		一 日 二十 銭	一 百 八 十 四	一 百 八 十 四	七 十 二 四
	本 長	副 長	中 史		一 日 二十 銭	四 十 八 四	四 十 八 四	七 十 二 四

備考

1. 甲地方は東京都の近の存する区域、東都市、大都市、名古屋市、神戸市及大阪市等とし、乙地方はその他の地方とする。

2. 鉄道及び公船賃は一等百十キロメートルは二等、二等の百十キロメートルは三等の汽船又は船賃とする。

3. 食卓料は水路航行において船賃の外別に食卓料を要する場合、人は船賃を要しないが、食卓料を要する場合にありて度数に応じてこれと交換する。

職業安定委員会委員旅費支拂額比較表

区	地	時別地区	中			乙			甲			日		
			旅費	旅費	旅費	旅費	旅費	旅費	旅費	旅費	旅費	宿泊料	食卓料	宿泊料
委員	会長	会長	旅費	旅費	旅費	旅費	旅費	旅費	旅費	旅費	旅費	一日につき	当	一日につき
二等	二等	二等	二十銭	四十銭	一百	五百	一千	一千	一千	一千	一千	馬	馬	馬
三十銭	三日	三日	九十九銭	三日	四百	五百	五百	五百	五百	五百	五百	口につき	一	口につき
七銭	七銭	七銭	七銭	八十八銭	五百	支拂	支拂	支拂						
四十八日	四十八日	四十八日	四十八日	四十八日	五百	現住改訂	現住改訂	現住改訂						
五十日	五十日	五十日	五十日	五十日	五百	支拂予定	支拂予定	支拂予定						
百八日	百八日	百八日	百八日	百八日	五百	現住改訂	現住改訂	現住改訂						
三百四	三百四	三百四	三百四	三百四	五百	支拂予定	支拂予定	支拂予定						
六十四	六十四	六十四	六十四	六十四	五百	支拂予定	支拂予定	支拂予定						
大百四	大百四	大百四	大百四	大百四	五百	支拂予定	支拂予定	支拂予定						
一千四	一千四	一千四	一千四	一千四	五百	支拂予定	支拂予定	支拂予定						
八十八	八十八	八十八	八十八	八十八	五百	支拂予定	支拂予定	支拂予定						
四十四	四十四	四十四	四十四	四十四	五百	支拂予定	支拂予定	支拂予定						
百八	百八	百八	百八	百八	五百	支拂予定	支拂予定	支拂予定						
三千四百	三千四百	三千四百	三千四百	三千四百	五百	支拂予定	支拂予定	支拂予定						
四千四百	四千四百	四千四百	四千四百	四千四百	五百	支拂予定	支拂予定	支拂予定						
四千八百	四千八百	四千八百	四千八百	四千八百	五百	支拂予定	支拂予定	支拂予定						
五千六百	五千六百	五千六百	五千六百	五千六百	五百	支拂予定	支拂予定	支拂予定						
一万八百	一万八百	一万八百	一万八百	一万八百	五百	支拂予定	支拂予定	支拂予定						

職業安定委員会委員の旅費支拂額分表（案）

十三歳以下二川に相当する職務あるもの へ六割増一	十二歳以下二川に相当する職務あるもの （五割増一）	十一歳以下二川に相当する職務あるもの （四割増一）	十歳以下二川に相当する職務あるもの （三割増一）
中央職業安定委員会 会長	中大職業安定委員会 会長	都道府県職業安定委員会 会長	地方職業安定委員会 会長
特別地区職業安定委員会 委員会長	特別地区職業安定委員会 委員会長	都道府県職業安定委員会 委員会長	地方職業安定委員会 委員会長
九	296		

職業安寧法抜萃（ハガキ第十二條第十、十一頁）

第十二條 職業安寧委員会の運営には、旅費、日当及び宿泊料を支給するものとする。

前項の旅費、日当及び宿泊料の金額は、両議院の労働委員会の合議登会の議を経て

国会の議決を得なければならぬ。その金額を変更するときも同様とする。